



核データ部会 部会賞表彰細則

平成 28 年 3 月 28 日 核データ部会運営小委員会承認

(目的)

第 1 条 本細則は「核データ部会規約」(1002-11) 第 1 条, 第 3 条ならびに「部会・連絡会・支部表彰制度規程」(0110) 第 1 条に基づき, 核データ部会部会賞 (以下, 「部会賞」という) の設置と授与方法について定めることを目的とする。

(趣旨)

第 2 条 部会賞は, その授与により原子力平和利用における核データ分野の発展や進歩をうながすことを目的とする。

(表彰の種類, 対象, 数, 要件)

第 3 条 部会賞は, 毎年 1 回, 原子力平和利用に関する核データ分野の学術または技術上の優秀な成果ならびに優れた貢献をなした個人またはグループに対して授与する。

2 部会賞の種類は, 別に定める。

(選考方法)

第 4 条 受賞者の選考は, 運営小委員会がおこなう。

2 運営小委員会は, この選考を円滑におこなうため, 部会賞選考小委員会を設置する。

3 部会賞選考小委員会について必要な事項は, 別に定める。

(資格および募集)

第 5 条 部会賞の受賞資格は, 核データ部会に所属する部会員とし, 日本原子力学会会員の推薦による (自薦・他薦を問わない)。

(表彰)

第 6 条 贈呈は「秋の大会」での部会全体会議においておこなう。

2 受賞者には, 本賞および副賞を贈呈する。

(選考結果報告)

第 7 条 表彰決定後, 選考過程および選考結果を理事会へ報告する。

(補則)

第 8 条 本細則に定めるもののほか, 部会賞の実施に必要な事項は, 運営小委員会の定めるところによる。

- 2 本細則および関連する規程等に定めのない事態が生じたときは、運営小委員会は、関連する規程等の趣旨を尊重して適切な処置をとることができる。ただし、事前または事後に部会全体会議に報告し、その了承を得なければならない。

(改定)

第9条 本細則の改定は、核データ部会運営小委員会が決定し、核データ部会全体会議、部会等運営委員会ならびに理事会に報告するものとする。

附則

- 1 平成24年4月1日第25回核データ部会全体会議制定，同日施行
- 2 改定履歴
 - ① 平成17年4月1日 「核データ部会表彰内規」として第11回核データ部会総会制定
 - ② 平成24年3月20日 学会管理の内規に変更。第25回核データ部会全体会議制定
 - ③ 平成27年9月9日 第32回核データ部会全体会議承認，平成27年12月14日 第2回部会等運営委員会報告，平成28年1月26日 第6回理事会報告
 - ④ 平成28年3月28日 「核データ部会部会賞表彰細則」に変更 核データ部会運営小委員会承認，平成28年3月28日 第33回核データ部会全体会議報告，平成28年5月16日 部会等運営委員会メール報告，平成28年6月17日 第1回理事会報告

附則

- 1 平成27年9月9日承認の内規は，核データ部会全体会議承認の日から施行する。
- 2 平成28年3月28日承認の細則は，核データ部会運営小委員会承認の日から施行する。